

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

平成31年4月12日

全国健康保険協会高知支部
支部長 濱田 龍太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

レターオープナー（自動開封機）：1台

(2) 仕様詳細

別紙仕様書による

(3) 履行期間

別紙仕様書による

(4) 納品場所

全国健康保険協会高知支部

(5) 見積競争方法

見積金額は、総価とする。納品までに要する一切の経費を含めた総額を見積もること。見積書を期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出したものを相手方とする。なお、見積書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒780-8501 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル7階
全国健康保険協会高知支部 企画総務グループ 担当 大崎
電話 088-820-6012

(2) 仕様書

3(1)の場所で交付する。

(3) 見積書の提出期限

日時：平成31年4月23日（火） 午前11時まで

(4) 見積書の提出方法

3(1)へ郵送または持参するものとする。

4 その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。
- (2) 提出した見積書の差し替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (3) 2に示した参加資格のない者の見積書は無効とする。
- (4) 消費税等について、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。
- (5) 見積結果については別途参加者へ連絡する。

以上公告する。

【参考】 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第25条 契約責任者等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者

（競争に参加させないことができる者）

第26条 契約責任者等は次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者をその期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。